

山辺・県北西部広域環境衛生組合

低入札価格調査制度に係る取扱要領（運營業務編）

（目 的）

第1条 この要領は、山辺・県北西部広域環境衛生組合（以下「組合」という。）が実施する業務委託に係る入札において、業務委託契約の適正な履行の確保を図るため、地方自治法施行令第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項の規定による低入札価格調査制度の基本的な取扱いを定める。

（適用範囲）

第2条 業務委託契約に係る入札のうち、低入札価格調査制度を適用するものについて、この要領を適用する。

（定 義）

第3条 この要領における運営価格の用語の意義は、前条が適用される組合が実施する業務委託に係る入札において設定した価格（以下「運営価格」という。）を指し、消費税及び地方消費税相当額を除いた額とする。

（調査基準価格）

第4条 地方自治法施行令第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項に規定する、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合、又は契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合の調査の基準は、その者の申込みに係る価格が次に掲げる額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

- (1) 工事請負契約と同様の積算方法で運営価格を算出しているものについては、運営価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、その金額が運営価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあつては運営

価格に10分の9を乗じて得た額とし、運営価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては運営価格に10分の7を乗じて得た額とする。

①直接業務費の額に10分の9.7を乗じて得た額

②共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

③現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

④一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

(2) 物価資料、建設物価等の資料から運営価格を積み上げて算出しているものについては、運営価格に10分の7を乗じて得た額とする。

(3) 第1号に掲げる算定方法によることが適当でない認められる場合は、契約ごとに運営価格の10分の7から10分の9の範囲内で組合の定める割合を乗じて得た額とする。

(端数処理)

第5条 前条第1号の①から④の合計額は、千円単位とし、千円未満の金額は切り捨てて処理するものとする。

(入札公告)

第6条 この要領が適用される入札に際しては、入札公告において、この要領が採用される旨を周知する。

(入札の執行)

第7条 入札の結果、調査基準価格を下回る入札（以下「低入札」という。）が行われた場合には、入札者に対して「保留」を宣言し、第8条から第13条までの手続きにより当該入札価格のうち運営業務に係る価格の適否を判断する。その結果は後日入札者全員に通知する旨を告げて入札を終了する。

(調査の実施)

第8条 低入札が行われた場合、組合は、組合施設建設課長、組合総務課長、天理市建築課長及び天理市都市整備課長で構成される調査会（以下「調査会」と

いう。)を組織し、速やかに当該入札者(以下「低入札者」という。)から、調査項目回答書(別紙1)を徴し、次の各号に定めるところによる調査を行う。

- (1) 当該価格で入札した理由(様式第1号)
- (2) 入札価格の運營業務価格内訳書(様式第2号)
- (3) 作業予定者の資格及び作業予定者の具体的な採用見通し(様式第3号)
- (4) 資機材の購入予定及び保有状況(様式第4号)
- (5) 現在契約している同種業務の状況(様式第5号)
- (6) 過去に契約し履行を完了した同種業務の状況(様式第6号)
- (7) 経営状況
- (8) 信用状態(貸金不払い、下請代金の支払遅延状況等)
- (9) その他必要な事項

2 必要があると認める場合には、組合職員の出席を求めることができる。

(調査委員会の設置及び審議)

第9条 組合は、前条の調査結果の適否を審議するための委員会(以下「調査委員会」という。)を設置する。

2 組合は、前項において設置された調査委員会に調査結果報告書及び審議依頼書(別紙2)に調査項目回答書(別紙1)及び低入札価格調査書(別紙3)を添付して報告し、審議を依頼するものとする。

3 調査委員会は、低入札者に対して、第10条に規定する判断基準に該当するか否かを審議する。

(調査委員会において低入札者の入札価格のうち運營業務に係る価格を適合としない判断基準)

第10条 前条の規定による審議において、低入札者の入札価格のうち運營業務に係る価格を適合としない判断基準は次のとおりとする。

- (1) 根拠資料に不備又は記入漏れがあり、調査を行うことができない場合
- (2) 事情聴取等の調査に協力しない場合

(選定委員会への報告)

第11条 調査委員会は、第9条において調査委員会で審議された結果を審議結果報告書(別紙4)により組合へ報告する。

2 前項において報告を受けた組合は、その結果を山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設整備及び運営事業者選定委員会設置要綱により設置された、山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設整備及び運営事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)に報告する。

(調査委員会が適合した履行がされると認めた場合の措置)

第12条 調査委員会において契約の内容に適合した履行がされると認めた場合、当該低入札者の入札価格のうち運營業務に係る価格を有効とし、組合は、選定委員会に報告した後にその旨を入札者全員に通知する。

(調査委員会が適合した履行がされないおそれがあると認めた場合の措置)

第13条 調査委員会において契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めた場合、当該低入札者の入札価格のうち運營業務に係る価格を有効とせず、組合は、選定委員会に報告した後にその旨を入札者全員に通知する。

(制度の手続き)

第14条 この要領における手続きは、別紙5のとおりとする。

附 則

この要領は、平成30年11月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別紙1（第8条関係）

調査項目回答書

年 月 日

山辺・県北西部広域環境衛生組合管理者 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

低入札価格調査の調査項目について次のとおり回答します。

項目	回答
当該価格で入札した理由	様式第1号による
入札価格の運營業務価格内訳書	様式第2号による
作業予定者の資格及び具体的な採用見通し	様式第3号による
資機材の購入予定及び保有状況	様式第4号による
現在契約している同種業務の状況	様式第5号による
過去に契約し履行を完了した同種業務の状況	様式第6号による
経営状況 (決算書：直近2ヵ年分添付)	
信用状態 (貸金不払い、下請代金の支払遅延状況等)	
その他必要な事項	

別紙2（第9条関係）

年 月 日

低入札価格調査委員会委員長 様

山辺・県北西部広域環境衛生組合管理者

調査結果報告書及び審議依頼書

下記事業について調査を実施したので、別紙のとおり報告しますので、第10条の判断基準により審議をお願いします。

1 事業名

2 添付書類 調査項目回答書（別紙1）

低入札価格調査書（別紙3）

別紙3（第9条関係）

低入札価格調査書

発注担当課	
事業名（委託名）	
運営価格	
調査基準価格	
低入札価格	
低入札者（調査対象者）	
入札年月日	
調査年月日	
予定工期	

別紙4（第11条関係）

年 月 日

山辺・県北西部広域環境衛生組合管理者 様

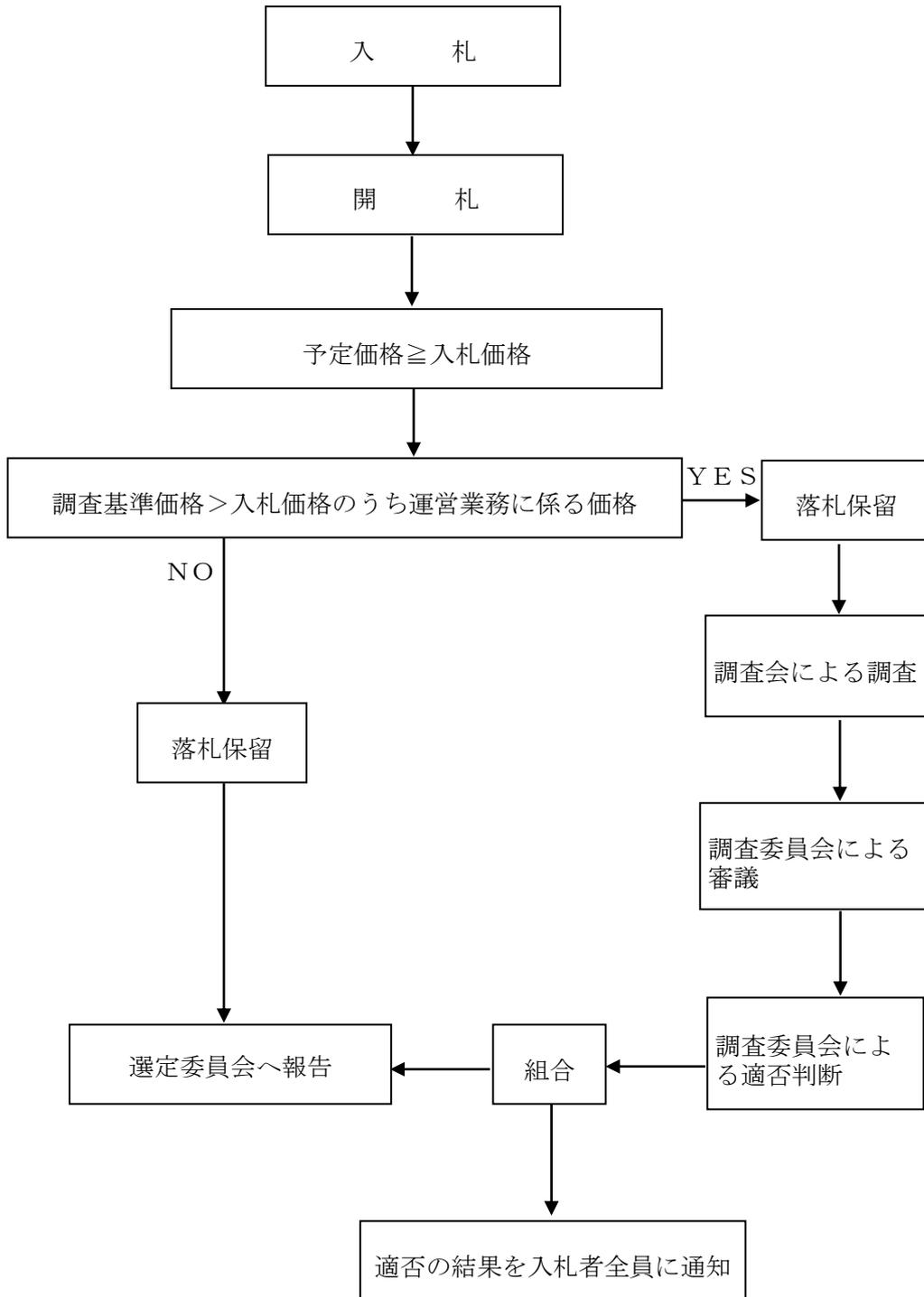
低入札価格調査委員会委員長

山辺・県北西部広域環境衛生組合低入札価格調査制度に係る取扱要領第9条において依頼のあった下記事業について審議した結果、下記のとおりとなりましたので報告いたします。

審議結果報告書

事業名（委託名）	
入札年月日	
運営価格	
調査基準価格	
調査対象者	
意見	
低入札価格調査制度において調査対象者となった当該入札価格のうち運営業務に係る価格を 適当 ・ 不適當 と判断します。	

低入札価格調査制度の手続



様式第1号（第8条関係）
（当該価格で入札した理由）

運營業務低入札価格調査表

入札者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

事業名（委託名）	
事業実施場所	天理市
低 入 札 価 格	

その価格で入札した理由

--

様式第2号（第8条関係）
（入札価格の運營業務価格内訳書）

運 営 業 務 価 格 内 訳 書

（単位：千円）

工種等	低入札者の運營業務価格内訳書	構成比
直接業務費	(内訳)	
業務管理費		
技術経費		
一般管理費等		
合 計		100%
備 考 欄		

- ※1 本表は消費税を含まない。
- ※2 直接業務費については内訳を記載すること。

様式第3号（第8条関係）

（作業予定者の資格及び具体的な採用見通し）

作業予定者の資格及び具体的な採用見通し

区 分	氏 名	資 格	取得年月日	免許番号 交付番号
現場総括責任者				

※運営・維持管理業務要求水準書及び運営・維持管理業務委託契約書（案）に規定する技術者について記入してください。

業務準備期間に新規雇用を予定する場合は、その旨と雇用予定時期を記入してください。

